**令和５年度　第２回　相模原市ネーミングライツ提案型募集要項**

**１　募集の趣旨**

　　相模原市では、公共施設、イベント等において、新たな収入を得るとともに市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツの導入を進めております。民間企業ならではのノウハウ・アイデアを生かした、施設等の魅力向上につながる提案を募集します。

提案型のネーミングライツとは？

相模原市の公共施設、イベント等を自ら選び、愛称やネーミングライツ料などを提案してもらう手法です。ネーミングライツ料は、施設等の更なるサービス向上のための事業の財源に充てられます。

**２　提案施設等**

　　文化施設、スポーツ施設、貸館施設、イベント、事業などを対象とします。

**３　提案対象外の施設**

提案対象外の施設について、詳細やご不明な点はお問い合わせください。

**（１）ネーミングライツ導入対象外の施設**

市役所・区役所などの行政系施設、消防署などの消防施設、保育園・児童クラブ・こどもセンターなどの子育て支援施設、小学校・中学校などの学校教育施設、診療所・メディカルセンターなどの医療施設、公民館、図書館、文化財関連施設、斎場、道路、都市公園(※１)、小山公園ニュースポーツ広場、相模原市立総合水泳場（グリーンプール）、その他市が施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと判断する施設

※１　都市公園全体としてはネーミングライツの対象外としますが、公園内の運動施設、遊戯施設等については対象とします。（ただし、スポーツ・レクリエーションパークの運動施設、遊戯施設等は対象外とします。）

**（２）ネーミングライツ導入済みの施設等**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設等名称 | 導入年度 |
| サーティーフォー相模原球場  (相模原市立相模原球場) | 平成２３年度 |
| こけ丸の森  (相模原市職員会館敷地内緑地) | 平成２４年度 |
| 相模女子大学グリーンホール  (相模原市文化会館) | 平成２５年度 |
| 相模原ギオンスタジアム・相模原ギオンフィールド・相模原ギオンスポーツスクエア  （相模原麻溝公園競技場・第２競技場・相模原麻溝公園グラウンド） | 平成２５年度  ※相模原ギオンスポーツスクエアは平成２８年度 |
| 相模川ふれあい科学館　アクアリウムさがみはら  （相模原市立相模川ふれあい科学館） | 平成２５年度 |
| ノジマメガソーラーパーク  （さがみはら太陽光発電所） | 平成２５年度 |
| ＬＣＡ国際小学校北の丘センター  （相模原市立北市民健康文化センター） | 平成２８年度 |
| ウイッツひばり球場  （淵野辺公園少年野球・ソフトボール場） | 平成２９年度 |
| ラクアル／ペアナードオダサガ歩道橋  （横断歩道橋（県道５１号）） | 平成２９年度 |
| 相模原ギオンアリーナ  （相模原市立総合体育館） | 平成３１年度 |
| ほねごりアリーナ  （相模原市立北総合体育館） | 令和５年度 |

**４　ネーミングライツの期間**

３年から５年までの期間での提案を原則とします。

**５　提案ができる者**

（１）募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する法人等が対象です。

（２）提案者の本社・本店所在地は、相模原市内外を問いません。

（３）相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当する場合は、提案ができません。

**【参考】相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種**

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

イ　風俗営業類似の業種

ウ　消費者金融

エ　たばこ

オ　ギャンブルに係るもの

カ　法律の定めのない医療類似行為を行うもの

キ　占い、運勢判断に関するもの

ク　政治性又は宗教性のある事業を行うもの

ケ　債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

コ　特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種

サ　民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

シ　不当景品類及び不当表示防止法(昭和３７年法律第１３４号)に違反しているもの

ス　代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条に掲げる暴力団の構成員等であるもの

セ　相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成８年４月１日施行)により、競争入札の参加を制限されているもの

ソ　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

タ　各種法令に違反しているもの

チ　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

ツ　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

**６　愛称について**

（１）条例に規定する施設等の名称の変更を行うものではありませんが、施設等の愛称として、企業名又は商品名（ブランド名）を付することが可能です。ただし、既に市民公募等により愛称を付している施設等については、その愛称を含めた希望名称としてください。

（２）施設等の使用の目的(例　野球場(○○球場)、 集客施設(○○ホール)が分かる愛称としてください。

（３）相模原市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。

（４）利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。また、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

**７　スポンサーメリット**

ネーミングライツ契約が成立した場合、施設等に愛称を付するほか、施設の設置目的や関連法令等の規定を踏まえた中で、次のスポンサーメリットを付与することがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | スポンサーメリット | 内　容（例） |
| １ | 施設への愛称看板の設置 | 施設の玄関、壁面等への愛称看板の設置 |
| ２ | 施設周辺案内看板への愛称表示 | 施設周辺の市所有の案内看板等への愛称表示 |
| ３ | その他案内表示の変更 | 最寄り駅等の案内看板への愛称表示 |
| ４ | 市の各種広報印刷物・ホームページ等への愛称掲出 | 市の広報印刷物やホームページ等における愛称の周知や表示・記載の変更（市が実施します。） |

※愛称の表示及び愛称看板の設置、撤去等については、スポンサーによる負担とします。

※愛称の表記は、申請に基づき決定した愛称を記載することを原則とします。

**８　募集スケジュール**

**（１）事前相談申込書の受付**

令和６年３月１５日（金）から４月１２日（金）まで

**（２）事前相談の実施**

（１）の事前相談申込書の受付後から令和６年４月２６日（金）まで

**（３）提案書類の受付**

（２）の事前相談の終了後から令和６年５月１０日（金）まで

　　　　　※　事前相談を経たものについてのみ、提案書類の受付を行います。

**９　募集手続詳細**

**（１）事前相談申込書の受付**

　　　　ネーミングライツの提案を希望される方は、事前相談申込書の提出をお願いします。事前相談では、提案を希望される施設等がネーミングライツの対象となり得る施設等であるかを踏まえた上で、愛称の条件、希望契約期間、提案内容等を確認させていただきます。

事前相談の申込は、８(１)の受付期間内に、「相模原市ネーミングライツ提案型募集事前相談申込書【様式１】」を「１３ 問い合わせ先」までメールにて送信してください。

その際、メールの件名を「ネーミングライツ事前相談」として、本文に法人等名・担当部署・担当者名・電話番号を記載してください。

**（２）事前相談の実施**

(１)による申込書の受付後、申込書の記載事項について、提案のあった施設等の所管部署との相談及び確認の機会を設けさせていただきます。日時については、申込書を受け付け次第、市からご連絡させていただきます。

※　提案内容により、事前相談の機会を複数回設ける場合がございますので、受付期間内のできるだけ早い時期にお申込みください。

**（３）提案書類の受付**

　　　(２)の事前相談及び提案のあった施設等の所管部署で導入の可否などについて検討後、ネーミングライツの対象となり得る施設等であることの確認ができた場合は、「相模原市ネーミングライツ提案型募集申込書【様式２】」、「提案者の条件に関する確約書【様式３】」、「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式４】」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、８(３)の受付期間内に、持参又は郵送にて「１３ 問い合わせ先」まで、１部提出してください。

　　　　持参の場合の受付時間は、平日の午前８時３０分から午後５時までです。

　　　　郵送の場合は、受付期間の末日(令和６年５月１０日(金))までの必着とします。

※　(２)の事前相談を経ていない提案書類については受付ができませんので、ご注意ください。

　　※　提案に当たっての費用及びその後の契約締結に係る費用は、提案者の負担と　します。

**１０　選定方法**

（１）事前相談等を経た提案については、選定委員会において、提案内容、経営状況、企業理念、愛称、金額、期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権の付与について決定します。

募集期間内に同一施設等に対して提案が複数あった場合は、選定委員会で順位付けを行います。

また、提案された導入希望施設等において、施設等を特定して募集を行うことでより多くの申込が見込まれる場合は、提案型から募集型に切り替える場合があります。

（２）結果については、提案者に対し、文書で通知します。

（３）優先交渉権を付与した提案者と契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、最終的に契約を交わします。なお、優先交渉権を付与された提案者との間で契約合意の可能性が無いと市が判断した場合は、次点の候補者と契約交渉を行うものとします。

（４）選定過程において、必要に応じて市民等へ意見聴取（アンケート調査等）を実施します。

*参考：導入までの流れ（イメージ*）

提案の申込

選定委員会

による審査

※選定過程において必要に応じて

市民等への意見聴取

優先交渉権を付与する提案者の決定

契　　約

愛称使用開始

事前相談

導入可否の検討

**１１　契約の解除**

　　契約当事者の事情又は契約不適合により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合及び契約期間中に相模原市ネーミングライツ導入方針に掲げる規制業種に該当することとなった場合には、契約を解除することがあります。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー企業等の負担とします。

**１２　様式・添付資料**

（１）相模原市ネーミングライツ提案型募集事前相談申込書【様式１】

（２）相模原市ネーミングライツ提案型募集申込書【様式２】

（３）提案者の条件に関する確約書【様式３】

（４）暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式４】

（５）相模原市ネーミングライツ導入方針

**１３　問い合わせ先**

　　〒252-5277　相模原市中央区中央2-11-15

　　相模原市財政局アセットマネジメント推進課　ネーミングライツ担当

　　電　話　042-769-8257（直通）

　　E-mail asset-management@city.sagamihara.kanagawa.jp